

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第32号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和43年岩手県規則第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(費用の徴収)</p> <p>第6条 <u>法第31条</u>の規定に基づき入院に要する費用の一部を徴収する場合の徴収額（以下「費用徴収額」という。）は、月額とし、その額は、別表に掲げる精神障害者並びにその配偶者並びに当該精神障害者と生計を一にする直系血族及び兄弟姉妹（以下「費用負担者」という。）の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していない場合は、前前年分の所得税額。以下同じ。）を合算した額の区分に応じ、同表に定める額とする。ただし、その額が入院に要する費用の額を超える場合は、入院に要する費用の額とする。</p>	<p>(費用の徴収)</p> <p>第6条 <u>法第31条第1項</u>の規定に基づき入院に要する費用の一部を徴収する場合の徴収額（以下「費用徴収額」という。）は、月額とし、その額は、別表に掲げる精神障害者並びにその配偶者並びに当該精神障害者と生計を一にする直系血族及び兄弟姉妹（以下「費用負担者」という。）の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していない場合は、前前年分の所得税額。以下同じ。）を合算した額の区分に応じ、同表に定める額とする。ただし、その額が入院に要する費用の額を超える場合は、入院に要する費用の額とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成31年6月1日から施行する。